

契約から自由になる消費者の権利を守ります。

⑧ 契約解除等への不当な妨害

■ 契約を解除し返金を受ける消費者の権利を妨げることは禁止です。

クーリング・オフなど、消費者が正当な権利に基づいて契約の解除を行うことを妨げたり、契約解除後の返金をしなかったり返金を理由なく遅らせたりすることは不当な取引方法です。



不当な取引方法

消費者が事業者に正当な理由で契約を解除する旨を伝えても、事業者が契約解除に応じないこと。

クーリング・オフとは

消費者に契約したことを考え直す時間を与え、消費者からの通知によって直ちに契約が解除される制度。ただし、契約のすべてがクーリング・オフできるわけではありません。(特定商取引法などで定められています)

クーリング・オフの効果

- 契約を解除しても、損害賠償や違約金を支払う必要はありません。
- 支払い済みの代金は、速やかに全額返済されます。(一部の消耗品には例外があります。)
- 商品を受け取っている場合は、販売業者の負担で、商品を引き取ってもらえます。

NEW

消費者の利益を害するクレジット契約を防ぎます。

⑨ 不当な与信行為

■ 悪質商法を助長するクレジット契約は禁止です。

販売会社の不当な取引方法を認識しながらクレジット契約を締結させたり、返済能力の十分でない消費者にクレジット契約を締結させたりするなど、消費者の利益を害するクレジット契約を締結させることは不当な取引方法です。



不当な取引方法

販売会社が不当な取引方法を用いていると知りながら、消費者に与信契約を締結させること。